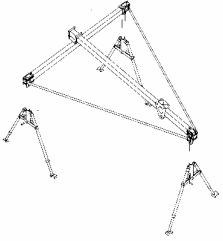
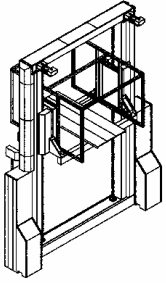


意匠分類記号	意匠分類の名称
G1-210	クレーン

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
G1-210	全	クレーン
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
ジブクレーン	タワークレーン	天井走行クレーン
天井クレーン	ガントリークレーン	起重機
定義		
<p>重量物を把持(挟んだり引っかけたりして主に吊り上げるものが多い)して垂直または水平方向に移動させる機器。</p> <p>建物の天井に設けた二条のレールに沿って移動する天井クレーン、張り出したジブ(腕)の先端に荷物をつり下げて荷役を行うジブクレーン、鉄塔にジブを取り付けた形式のタワークレーン、設置された軌道上を、橋脚状の本体が移動するコンテナ用のガントリークレーン、自動倉庫内で荷役作業を行うスタッカークレーンなど多種多様である。</p> <p>建設(貨物)車両用に搭載される部品としてのクレーンも含む。</p>		
<p>登録1118853号 クレーン</p> 	<p>登録1118597号 自動倉庫用クレーン</p> 	<p>登録1053581号 天井走行用クレーン</p> 
<p>登録1083137号 バルンサー</p> 		

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

垂直方向の移動を主とするものは
 (主に吊り上げ下げ)
 →G1-200:巻き上げ機
 (主に押し上げ下げ)
 →G1-300:ジャッキ等

登録1012238号
 クレーン車
 G2-200G



分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

倉庫用スタックークレーン